

賠償責任保険証券



再発行 普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。

保険契約者

この保険証券は、再発行のご依頼に基づき作成されたものです。この保険証券をもちまして発行済の証券は無効とさせていただきます。令和 2年11月26日

〒 105-0011

住所 東京都 港区 芝公園 2-6-15
黒龍芝公園ビル 4階

電話番号 03-3433-6497

携帯番号

FAX

氏名 一般社団法人国際ロータリー

日本青少年交換多地区合同機構 理事長 鈴木孝雄 様



201127 1 D27 324000 000000 00004859
0001/0002 0001/0002 01/01 0000270#
9365 7811-8028



証券番号

Y154823520

東京都千代田区丸の内1丁目2番1号
東京海上日動火災保険株式会社
取締役社長 広瀬 伸一

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

本書記載内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。
ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

弊社連絡先 事故の際はただちに●のいずれかにご連絡ください。

- 営業店
東京中央 S 4
☎ 03-5781-6594
- 代理店/仲立人
バリュー・エージェント
☎ 03-3233-2700

弊社ホームページ www.tokiomarine-nichido.co.jp

保険期間

令和 2年 11月 10日 午後 4時から 令和 3年 11月 10日 午後 4時まで (1年間)

明細数

1

保険料のお払込み内容

保険料	総払込保険料 1,000,000 円 ※総払込保険料は満期まで保険料が払い込まれた場合の総払込金額を表示しております。
払込方法	請求書払 (一時払)
保険料払込期日	初回払込保険料 保険始期の属する月の翌月 (令和 2年 12月) 末日 第 2 回目以降払込保険料

取扱営業店・代理店

営業店	7811 東京中央 S 4	代理店/仲立人	8028 バリュー・エージェント
契約者/団体	BFJ56 一般社団法人国際ロータリー日本	代理店枝番	

補償内容の詳細につきましては、次ページ以降をご参照ください。



(ご注意)

(通知等変更特約条項が付帯された明細については、保険証券 (兼 明細書) の「ご注意」欄をご確認ください。)
☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項 (通知事項) です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご契約日 令和 2年10月27日

他の保険契約等 無

証券作成日 令和 2年11月26日

(20.11)



契約全体に関する内容

特約条項

名称	保険料に関する規定の変更特約条項
----	------------------

その他特約等

特定特約

コード・名称	X999・人格権侵害担保特約（国際ローラー）
--------	------------------------

補償内容

明細番号：00001

商品

商品名	施設所有（管理）者特別約款
-----	---------------

保険料

内訳保険料（1回分）

対人賠償保険料	1,000,000円
---------	------------

記名被保険者

記名被保険者名

☆カナ	イッパンシャダンハウジンコクサイロータリー ニホンセイショウ ウネン コウカンタチクゴウドウキコウ リジ スズキタカオ
☆漢字	一般社団法人国際ロータリー 日本青少年交換多地区合同機構 理事長 鈴木孝雄 様
記名被保険者数	1名

明細精算区分・リスク区分・保険料算出基礎

明細精算区分

明細精算区分	保険料精算不要
--------	---------

リスク区分・保険料算出基礎

リスク区分

リスク区分コード	990 999
リスク区分名称	その他 セイショウネンコウカン

保険料算出基礎

☆保険料算出基礎単位	その他：ウケイレリョウウガクセイスイウ
☆保険料算出基礎数字	173.00

基本契約 支払限度額・免責金額

対人賠償	
支払限度額 （1名）	100,000千円
支払限度額 （1事故または1請求）	100,000千円
免責金額 （1事故または1請求）	0千円

その他契約条件

適用地域	日本国内のみ
遡及日	平成20年11月4日

特約条項

名称	原子力危険不担保特約条項（自動付帯）
名称	専門職業危険不担保特約条項（自動付帯）
名称	汚染危険不担保特約条項（自動付帯）
名称	石綿損害等不担保特約条項（自動付帯）
名称	保険料不精算特約条項
名称	損害賠償請求ベース特約条項

その他特約等

特定特約	
コード・名称	X999・追加被保険者特約（交換留学生のホストファミリー成人）

商品別記載事項

記載事項 A	
記載事項	施設の明細
☆カナ	ニホンコクサイニシヨザ イスルベテリコウガ ケイカツ ウシセ
☆漢字	日本国内に所在する全ての留学生施設
記載事項 B	
記載事項	仕事の明細
☆カナ	コウカリコウガ ケイ/ケイレオホ カツ ウシエンギ ヨウ
☆漢字	交換留学生の受入および活動支援業務

明細合計保険料

総払込保険料	1,000,000円
--------	------------

ご注意

※ 補償内容の詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される特約条項をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。

ご注意

- ※ 支払限度額および免責金額は、保険証券に記載のほか、別途個別に設定されることがあります。詳細は保険約款をご確認ください。
- ※ 通知等変更特約条項が付帯された明細において、普通保険約款および特約条項の通知義務に関する規定に記載された事項は、内容の変更が判明した際に、すみやかに弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ※ ☆が付された事項は通知事項に含まれます。保険料算出基礎数字は、明細精算区分が「保険料精算不要」の場合のみ、☆となります。

2017127 1 024000 00002707 01701



ご注意

- ※ 支払限度額および免責金額は、保険証券に記載のほか、別途個別に設定されることがあります。詳細は保険約款をご確認ください。
- ※ 通知等変更特約条項が付帯された明細において、普通保険約款および特約条項の通知義務に関する規定に記載された事項は、内容の変更が判明した際に、すみやかに弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ※ ☆が付された事項は通知事項に含まれます。保険料算出基礎数字は、明細精算区分が「保険料精算不要」の場合のみ、☆となります。



証券番号

Y	1	5	4	8	2	3	5	2	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

追加被保険者特約条項

(各種特別約款用)

第1条 (被保険者の追加)

この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者の業務に関する限りにおいて、次の者を含みます。

<u>交換留学生のホストファミリー成人構成員</u>

第2条 (責任の限度)

当会社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	5	4	8	2	3	5	2	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

人格権侵害担保特約条項(●●用)

(一般社団法人国際ロータリー 日本青少年交換多地区合同機構用)

(施設所有(管理)者特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかの事由に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1) の不当行為が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示 ウ. 性的な言動 エ. 差別的または不利益な取扱い
人格権侵害	他人の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害または精神的苦痛をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為

- ② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ③ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ④ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑤ 放送活動または出版活動

第4条（被保険者の範囲）

この保険契約において、被保険者には、次の者を含みます。

- ① 国際ロータリー日本地区ガバナー
- ② 日本国内に所在するロータリークラブ会長
- ③ 青少年交換委員長および青少年交換委員

第5条（責任の限度）

（1）普通保険約款第4条（責任の限度）（1）の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故について、普通保険約款第2条（損害の範囲）②から⑤までに規定する費用を除き、損害の額が保険証券の「対人賠償」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。

（2）当会社が法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、この特約条項により保険金を支払うべき損害の額を含めて、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、保険証券の「対人賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

第6条（求償権の不行使）

この保険契約において、当会社は、普通保険約款第29条（代位）の規定により当会社に移転した権利のうち、ロータリークラブの会員に対する権利を行使しません。

第7条（読替規定）

（1）この特約条項において、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「発生した事故」とあるのは、「行われた不当行為に起因して発生した事故」と読み替えます。

（2）この特約条項において、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前に行われた不当行為に起因して

<X999>

		発生した事故
第2節第1条(2)、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)および第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)	生じた事故	行われた不当行為に起因して発生した事故
第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(1)①、②および(2)	事故の発生日	不当行為が行われた日
第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(2)および第4節第4条(3)	発生した事故	行われた不当行為に起因して発生した事故
第4節第4条(5)③	事故の発生日時	不当行為が行われた日時

第8条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。